

鳥取市公立保育施設再配置計画 概要版

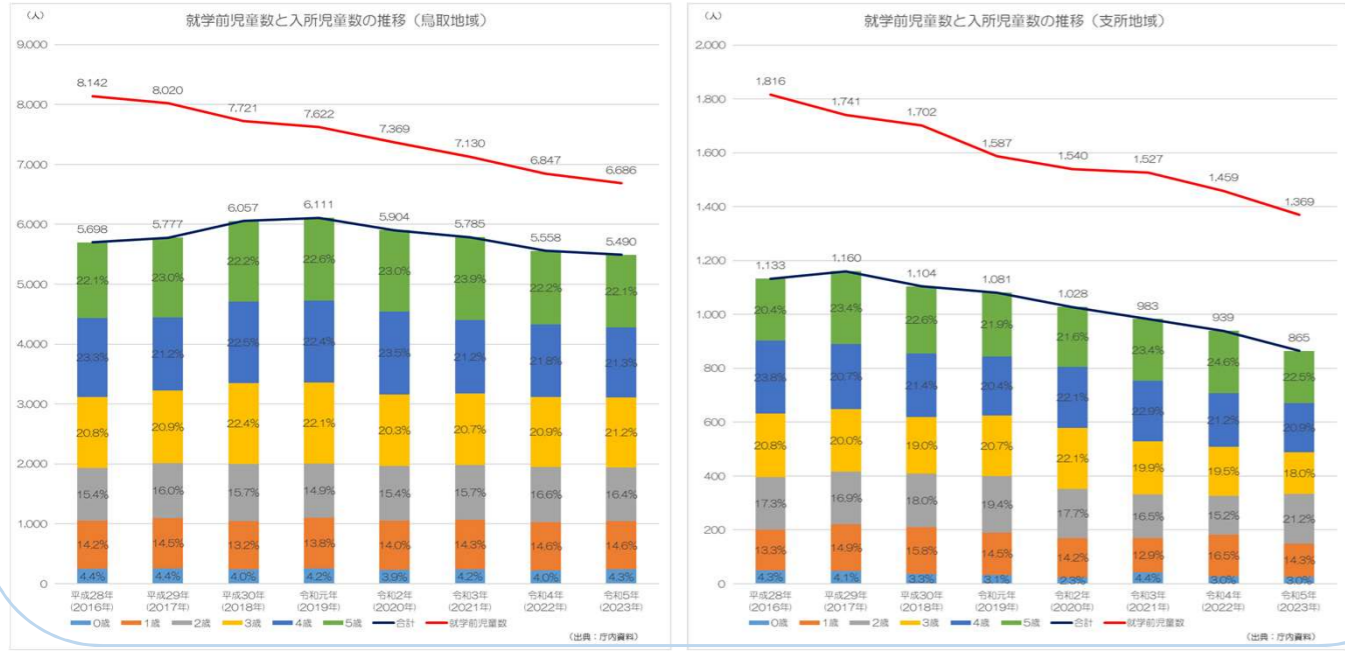
背景

我が国では、近年、総人口の減少や急速な少子高齢化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても同様の環境変化が見られます。

本市には、公立保育園22施設、公設民営保育園1施設、公立幼稚園3施設が設置されていますが、老朽化による施設更新を間近に迎える園を多く抱えていることや、地域によって入所児童数に差があること等、市全体としてバランスの良い施設整備が必要となっています。

「鳥取市公立保育施設再配置計画」は、以上のような状況を踏まえ、本市の保育・教育環境の向上を図りつつ、適切な配置、検討方法についての基本的な方針を示すものです。

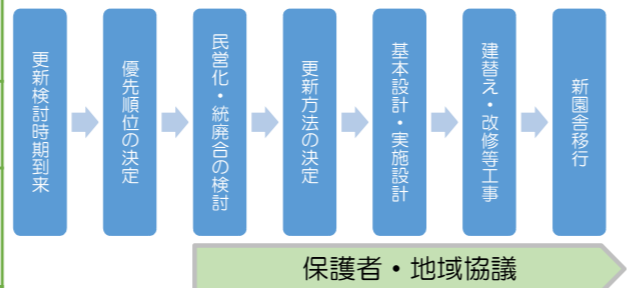
《地域別就学前児童数と入所児童数の推移》



《公立保育施設更新等検討時期》

No	分類No	区分	施設名	住所	中学校区	構造	階数	建築年数	層年数	更新検討時期	
1	5	公立保育園	豊田保育園	八坂169-1	南	S造	1	昭和54年	42	第1期(2016~)	
2	3	公立保育園	豊栄保育園	野坂927	高岸	S造	1	昭和30年	45		
3	7	公立保育園	湖南保育園	松原419-2	湖南	S造	1	昭和50年	38		
4	8	公立保育園	白ゆり保育園	重野一丁目8-16	桂ヶ丘	S造	1	昭和59年	39	第2期(2025~)	
5	10	公立保育園	みやこ保育園	国府町中郷895	国府	RC造	1	昭和77年	41		
6	19	公立保育園	福部保育園	福部町海士345-1	福部	S造	1	昭和54年	39		
7	3	公立保育園	みたら保育園	寿町501	西	RC造	2	昭和14年	37	第3期(2035~)	
8	12	公立保育園	さつき保育園	国府町台15-2	国府	RC造	1	昭和56年	36		
9	19	公立保育園	西郷保育園	河原町牛戸13-1	河原	S造	1	昭和38年	32		
10	19	公立保育園	敬統保育園	河原町佐貫755-6	河原	S造	1	昭和62年	36		
11	6	公立保育園	こじか保育園	鹿野町鹿野583-3	鹿野	S造	1	昭和17年	18		
12	8	公立幼稚園	こじか幼稚園	こじか保育園と同所							
13	22	公立保育園	すくすく保育園	青谷町青谷604	青谷	W造	1	昭和12年	23		
14	幼3	公立幼稚園	福部未来学園幼稚園	福部町高江188	福部	RC造	3	昭和63年	35		
15	11	公立保育園	興隆保育園	興隆町北二丁目2-15	湖東	W造	1	昭和27年	8		第4期(2045~)
16	4	公立保育園	富泰保育園	行徳三丁目705-1	西	W造	1	昭和27年	8		
17	6	公立保育園	美和保育園	上味野545	江山	W造	2	昭和26年	9		
18	18	公立保育園	千代保育園	江津730	中ノ郷	RC造	2	昭和14年	21		
19	14	公立保育園	河原あゆっこ園	河原町長崎48-1	河原	W造	1	昭和22年	13		
20	14	公立幼稚園	河原幼稚園	河原あゆっこ園と同所							
21	19	公立保育園	さじ保育園	佐治町古市130-1	千代町	W造	1	昭和26年	9		
22	19	公立保育園	ひかり保育園	気高町宝木937	気高	W造	1	昭和16年	17		
23	19	公立保育園	浜村保育園	気高町八幡388-1	気高	W造	1	昭和16年	17		
24	2	公立保育園	美保保育園	吉成二丁目13-8	南	RC造	3	昭和30年	5		
25	1	公立保育園	もちがせ保育園	用兼町別府808	千代町	S造	1	昭和31年	4		
26	1	公設民営保育園	白浜保育園	伏野193-5	湖東	RC造	2	昭和50年	9		

《施設更新の基本的なスケジュール》



本市の公立保育施設の課題

- 支所地域における児童数の減少
 - 本市全域、特に支所地域で児童数が減少傾向
 - 公立保育施設の担うべき役割を整理
- 公立保育施設の老朽化対策
 - 老朽化施設の計画的な更新検討
 - 「鳥取市公共施設再配置基本計画」に基づく検討の進め方の整理
- 民営化・統廃合ガイドラインの更新
 - 「第2期鳥取市立保育園民営化ガイドライン」計画期間満了
 - 民営化・統廃合の基準等の検討、ガイドラインの更新

公立保育施設の担うべき役割

- 地域子育て支援拠点としての役割
 - 培ってきた経験等を生かした地域における子育て支援の中心的な役割
 - 地域子育て支援センターでの子育て相談、一時預かり、病児・病後児保育の充実
- 児童数減少地域への保育サービス提供の役割
 - 児童数が減少している地域に保育を提供する役割
- 保育の質を向上させる役割
 - 指導監督や支援、助言等を担う高い専門性と豊かな経験を兼ね備えた保育士を育成する場
 - 蓄積されたノウハウを私立保育施設と共有し、保育の質を向上
- 集団保育を提供する役割
 - 集団・社会生活の中で豊かな人間性を育むことができる環境整備
- 保育施設の全体調整の役割
 - 保育サービス量の全体調整
 - 配慮や支援が必要な子どもの受け入れ

目的

公立保育施設を民営化・統廃合する際の基準を定め、基本となる内容を市民や民間事業者に示すことで、民営化・統廃合に対する保護者の不安を解消し、円滑な導入を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定・継続的な保育園運営を目指すことを目的としています。

		民営化	
公立保育施設の役割に沿った考え方	対象施設を検討する際は、中学校区を一つの地域として捉え、原則として地域内に1つ以上の保育施設が維持されるよう公立保育施設を配置し、地域における保育サービスの安定的な提供を図ります。公立保育施設のみが設置されている地域は、民営化の対象外とします。		
検討の進め方	保護者や地域等へ状況を適宜説明し、適切な協議期間を設けることとします。		
対象施設	公立保育園・公設民営保育園		
参考基準	検討の視点	基準	
	保育二ーズの動向	入所児童数が、公立保育園全体の入所児童数の平均より高いか 入所児童数の減少率が、公立保育園全体の減少率の平均より低い 入所可能人数に対する第一希望の申込率が、公立保育園全体の申込率の平均より高いか。	
	対象地域の児童数の推移	対象地域(中学校区)の児童数の減少率が、市全体の児童数の減少率の平均より高いか。	
	施設の老朽化状況	新築後、10年以内の施設か。 今後10年以内に改築・大規模修繕の検討が必要な施設か。	
検討時期	公私立の配置バランス	近隣に公立保育園があるか。 近隣に私立保育園があるか。	
	原則、施設の老朽化に伴う建替え・改修等と併せて行います。施設整備を伴わない民営化の検討は、施設の利用等を鑑み、必要に応じて行います。		
対象施設の公表	対象施設は、保護者等に説明会を実施し、合意形成後に公表します。		
事業者の選定	本市において、認可保育施設等を運営している実績がある事業者、地域型保育事業の実績がある事業者を対象に、公募型プロポーザル方式により選定します。		
引継ぎ	円滑な引継ぎを実施するため、保護者・移管事業者・市の三者協議の場を設置します。移管先事業者が決定されてから移管までの準備期間を1年間確保するよう努め、市職員と移管事業者職員が合同で保育にあたる引継保育(合同保育)の期間を、原則、最低限3ヵ月を確保します。		
統廃合			
公立保育施設の役割に沿った考え方	対象施設を検討する際は、中学校区を一つの地域として捉え、原則として地域内に1つ以上の保育施設が維持されるよう公立保育施設を配置し、地域における保育サービスの安定的な提供を図るとともに、子ども達が集団・社会生活の中で豊かな人間性を育むことができる環境の整備を図ります。対象施設以外に保育施設がない地域は、統廃合の対象外とします。		
検討の進め方	保護者や地域等へ状況を適宜説明し、適切な協議期間を設けることとします。		
対象施設	公立保育園・公立幼稚園		
参考基準	検討の視点	基準	
	保育二ーズの動向	入所児童数が20人を下回っているか。	
	対象地域の状況	対象地域(中学校区)の児童数の減少率が、市全体の児童数の減少率の平均より高いか。 対象地域(中学校区)に代替可能な保育施設があるか。	
検討時期	施設の老朽化状況	改築・大規模修繕の検討が必要な施設か。 代替可能な保育施設において、改築・大規模修繕の検討がされているか。	
	原則、入所児童数が20人未満となった施設を中心にいきます。他施設との複合化等、上記以外の検討は、必要に応じて行います。		
対象施設の公表	対象施設は、保護者等に説明会を実施し、合意形成後に公表します。		

鳥取市公立保育施設再配置計画 基本方針

方針1 公立保育施設の配置

- 中学校区を一つの地域として捉え、原則として地域内に1つ以上の保育施設が維持されるよう公立保育施設を配置します。

方針2 公立保育施設の更新検討方法

- 新規の施設整備ではなく、既存施設の建替えや改修等を基本とします。
- 公立保育施設の更新は、「鳥取市公共施設再配置基本計画」に定める更新等検討時期が到来した施設から優先的に検討します。
- 更新の優先順位は、施設の劣化状況、築年数、児童数の推移、地域の実情等を総合的に勘案し決定します。
- 施設の更新時には、バリアフリー化やトイレ環境の整備等、子ども達が健康で安全・安心な環境を整えます。

方針3 公立保育施設の民営化・統廃合の検討方法

- 公立保育施設の民営化・統廃合は、民営化・統廃合ガイドラインの内容を基本とし、検討を進めます。
- 民営化の検討は、原則、施設の老朽化に伴う建替え・改修等と併せて行います。公立保育園のみが設置されている地域は、民営化の対象外とします。
- 統廃合の検討は、原則、入所児童数が20人未満となった施設を中心にいき、発達過程の子ども達が集団・社会生活の中で豊かな人間性を育むことができる環境を整えます。対象施設以外に保育施設がない地域は、統廃合の対象外とします。